

# 災害時の 福祉支援について

令和3年10月1日  
石川県健康福祉部厚生政策課

# 石川県災害派遣福祉チーム<石川DWAT>

## 災害派遣福祉チーム (DWAT)

…避難所等において、災害時要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐための福祉支援を行う専門職チーム

・一般避難所において、災害時要配慮者に対し、福祉避難所への誘導、アセスメント、食事・トイレ介助等の日常生活上の支援などを実施

・「登録研修」を修了した方をチーム員として登録※。この他研修は、災害派遣に関する知識を深めるためのフォローアップ研修を実施

(R2年度末時点の登録者数：86人(42法人))

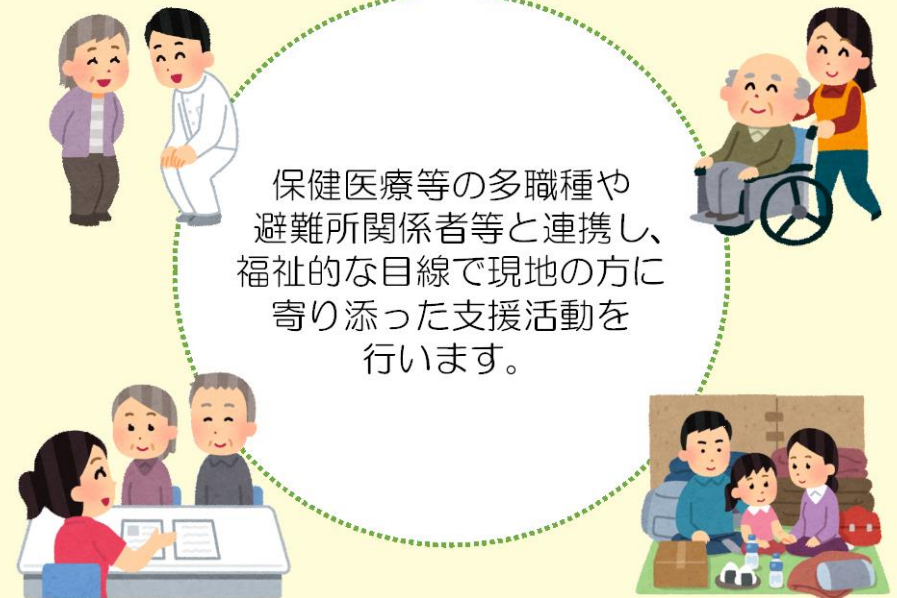
※登録方法や活動内容等をまとめたチーム員の活動マニュアルを整備(市町、社協、福祉団体等で構成する「石川県災害福祉支援ネットワーク会議」で承認(R1年度))

## 石川DWAT

石川県災害派遣福祉チーム

Disaster Welfare Assistance Team  
災害 福祉 支援 チーム

避難所等において、災害時要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐための福祉支援を行う専門職チーム

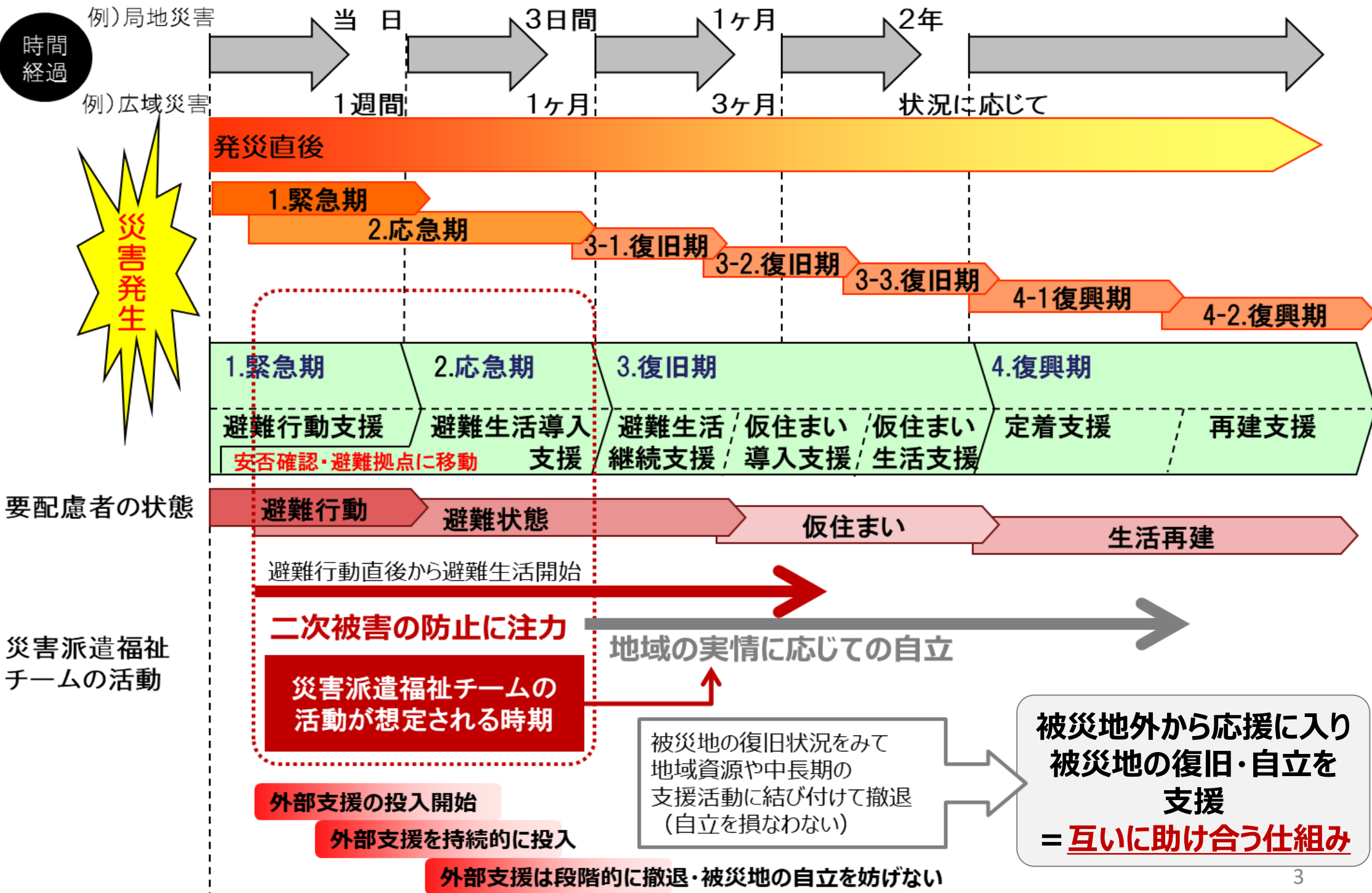


保健医療等の多職種や  
避難所関係者等と連携し、  
福祉的な目線で現地の方に  
寄り添った支援活動を行  
います。

お問い合わせ  
(事務局) 石川県健康福祉部厚生政策課  
TEL : 076-225-1478  
FAX : 076-225-1409  
Email : kousei@pref.ishikawa.lg.jp

# 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動時期

(「令和元年度 社会福祉推進事業 災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業(株富士通総研)」)



DWATは、一般避難所において災害時要配慮者に対し、福祉的支援を実施

市町村長が  
指定

## 指定一般避難所

災害対策基本法施行令  
第20条の6①~④

- ①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの
- ②速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの
- ④車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの

## 指定福祉避難所

災害対策基本法施行令  
第20条の6①~⑤

①~④は、上記参照

⑤主として高年齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（「要配慮者」）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するもの

## 避難所

### 福祉避難所の確保・運営 ガイドライン(R3.5改定)

(主な改定内容)

- ・指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示
- ・指定福祉避難所への直接の避難の促進
- ・避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策 等

- ①福祉避難所への誘導
- ②災害時要配慮者へのアセスメント（健康調査）
- ③日常生活上の支援
- ④相談支援（福祉（要配慮者）相談窓口、何でも相談）
- ⑤一般避難所内の環境整備
- ⑥本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦後続のチームへの引継ぎ
- ⑧被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨他職種との連携
- ⑩被災地域の社会福祉施設等との連携

（厚生労働省・災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2)）

## 熊本地震（2016年4月）

- ・ 益城町に熊本県チームが県内派遣され、熊本県からの依頼で広域派遣された2府県のチームと共に1か所の一般避難所を拠点に活動する
- 岩手県 2016/4/28-5/18(5班)
- 京都府 2016/5/12-5/31(3班)



## 台風10号災害（2016年8月）

- ・ 岩泉町に岩手県チームが県内派遣され、医療・保健の他職種との会議体「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」を設置、2か所の一般避難所を拠点に保健師らと健康・福祉相談コーナー運営や相談支援等の悪化防止に取り組む
- 岩手県 2016/9/1-10/7  
(チーム員54名・ボランティア8名)

